

政令第 号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十八号）の施行に伴い、並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第一項、第十条第一項及び第十二条第六項並びに国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令の一部改正）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法施行令

第十条第一項中「第十二条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第四条第二項、第六条及び第九条第一項」を「第七条及び第二十九条第一項」に、「第六条の」を「第七条第一項の」に改め、同項ただし書

中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十二条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第九条第一項中「第十二条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同条を第二十二條とする。

第八条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十二条第三項」を「第三十三条第三項」に、「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「（財務局長等への権限の委任）」を付する。

第七条第一項中「第十二条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第六条第一項中「第十二条第三項」を「第三十三条第三項」に、「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項から第七項までの規定中「第十二条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第五条中「第十二条第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条を第十八条とする。

第四条第一項中「第十二条第三項」を「第三十三条第三項」に、「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第三条（見出しを含む。）中「第十二条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同条を第十六条とする。

第二条中「第十二条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第一条中「不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項」を「法第三十三条第一項」に、「第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項」を「第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項」に、「第七条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の十三条を加える。

（法第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、法第八条第二項に規定する課徴金対象期間（以下単に「課徴金対象期間」という。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するも

のとする。

一 課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 課徴金対象期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があった場合 課徴金対象期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によって算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

第二条 法第八条第一項に規定する課徴金対象行為（以下単に「課徴金対象行為」という。）に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、課徴金対象期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があ

ると認められるときは、同項に規定する売上額の算定の方法は、課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

2 前条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する方法により売上額を算定する場合に準用する。

（法第十条第一項に規定する一般消費者の特定）

第三条 法第十条第一項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行った一般消費者であつて特定されているものは、当該一般消費者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（法第十五条第一項の規定による通知を受けた者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について前条第一項の規定を適用する場合にあつては、当該一般消費者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）が課徴金対象期間内であることが、当該商品の購入又は役務の提供の対価の支払に充てた金銭に係る領収書、当該商品の購入又は役務の提供に係る契約に係る契約書その他の当該事実を証する資料により特定された者（次条及び第五条第一項において「特定消費者」という。）とする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法)

第四条 法第十条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、同項の申出をした特定消費者が課徴金対象期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

- 一 課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合 控除された額
- 二 課徴金対象期間において商品を返品した場合 返品した商品の対価の額
- 三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者から引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を受けるべき旨が書面によって明らかな契約(一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを受けない旨を定めるものを除く。)があった場合 課徴金対象期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額(一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によって算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額)

第五条 法第十五条第一項の規定による通知を受けた者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について第二条第一項の規定を適用する場合には、法第十条第一項に規定する購入額の算定の方法は、同項の申出をした特定消費者が課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の購入又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

2 前条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する方法により購入額を算定する場合に準用する。

（法第十二条第三項の場合における法第八条第二項及び第三項並びに第九条から第十一条までの規定の適用）

第六条 法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第八条第二項に規定する取引（以下この条及び第十条において「課徴金対象行為後取引」という。）又は同項に規定する措置（以下この条及び第十条において「不当顧客誘引解消措置」という。）は、法第十二条第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行った課徴金対象行為後取引又は不当顧客誘引解消措置とみな

して、法第八条第二項の規定を適用する。

第七条 法第十二条第三項の場合における法第八条第三項の規定の適用については、次項に定めるものを除き、同条第三項中「当該表示をした事業者」とあるのは「当該表示をした事業者との合併後存続し、又は当該事業者と他の事業者との合併により設立された法人」と、「当該事業者」とあるのは「当該合併後存続し、又は合併により設立された法人」とする。

2 法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が法第八条第三項の規定による資料の提出の求めを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は当該事業者との合併後存続し、若しくは当該事業者と他の事業者との合併により設立された法人のいずれも」とする。

第八条 法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第九条の規定による報告は、同項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行った同条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。

第九条 法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第十条第一項に規定する返金措置、同項の認定の申請、同条第四項の規定による報告、同条第六項の規定による変更の認定の申請若しくは法第十一条第一項の規定による報告（以下この条及び第十三条において「実施予定返金措置計画申請等」という。）又は当該消滅した法人が受けた法第十条第一項の認定、同条第六項の規定による変更の認定、同条第八項の規定による同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）の取消し若しくは法第十五条第一項の規定による通知（以下この条及び第十三条において「実施予定返金措置計画認定等」という。）は、法第十二条第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該合併後存続し、若しくは合併により設立された法人が行った実施予定返金措置計画申請等又は当該合併後存続し、若しくは合併により設立された法人が受けた実施予定返金措置計画認定等とみなして、法第十条及び第十一条の規定を適用する。

（法第十二条第四項の場合における法第八条第二項及び第三項並びに第九条から第十一条までの規定の適用）

第十条 法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行った課徴金対象行為後取引又は不当顧

客誘引解消措置は、同項の規定により同項に規定する特定事業承継子会社等（以下単に「特定事業承継子会社等」という。）がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該特定事業承継子会社等が行った課徴金対象行為後取引又は不当顧客誘引解消措置とみなして、法第八条第二項の規定を適用する。

第十一条 法第十二条第四項における法第八条第三項の規定の適用については、次項に定めるものを除き、同条第三項中「当該表示をした事業者」とあるのは「第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業承継子会社等（当該特定事業承継子会社等が二以上ある場合にあつては、当該特定事業承継子会社等のいずれも）」とする。

2 法第十二条第四項において、当該消滅した法人が法第八条第三項の規定による資料の提出の求めを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等（当該特定事業承継子会社等が二以上ある場合にあつては、当該特定事業承継子会社等のいずれも）」のいずれも」とする。

第十二条 法第十二条第四項において、当該消滅した法人が行った法第九条の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、

当該特定事業承継子会社等が行った同条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。

第十三条 法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行った実施予定返金措置計画申請等又は当該消滅した法人が受けた実施予定返金措置計画認定等は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該特定事業承継子会社等が行った実施予定返金措置計画申請等又は当該特定事業承継子会社等が受けた実施予定返金措置計画認定等とみなして、法第十条及び第十一条の規定を適用する。

(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第八条第一項の規定により納付を命じた課徴金及び同法第十八条第二項の規定により徴収する延滞金

(消費者安全法施行令の一部改正)

第三条 消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第三条」を「第四条」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第四条 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

附 則

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

理由

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度に係る商品又は役務の売上額の算定方法及び返金措置の対象となる一般消費者を特定する要件を定める等関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。